

# 第3次大磯町男女共同参画推進プランの概要

## 1. 計画改定の趣旨

「第3次大磯町男女共同参画推進プラン」は、これまでの「第2次大磯町男女共同参画推進プラン」を基本に、法改正の動きや町アンケートの結果を踏まえながら、国の「男女共同参画社会基本法」並びに「男女共同参画基本計画」を尊重するとともに、神奈川県「かながわ男女共同参画推進プラン」を参酌し、時代に即した施策を展開するために改定するものです。

## 2. 計画の位置付け

- ・本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画であり大磯町の第五次総合計画に基づく分野別の個別計画です。
- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく、市町村基本計画の性格も併せ持ちます。
- ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に定める市町村推進計画の性格も併せ持ちます。

## 3. 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間を期間とします。ただし社会情勢の変化等に応じて必要な見直しを行います。

## 4. 計画の概要（実施事業（図1））

### （1）目標

『男女共同参画社会の実現をめざす』

### （2）計画の基本的な考え方

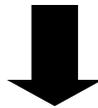
#### 第1次プラン

- ①性別役割分業意識を解消し、自らの個性と能力が発揮できるまちづくり。
- ②男女がともに自立し、健やかに生活し、多様な生き方を選択できるまちづくり。
- ③人権としての女性の権利を保障し、男女が互いの性を理解・尊重するまちづくり。
- ④町民ネットワークを支援し、それと連携を図り、男女共同参画行政を推進するまちづくり。



#### 第2次プラン

- ①固定的な性別役割分担意識を解消し、みずからの個性と能力が発揮できる社会
- ②男女がともに自立し、健やかに生活し、多様な生き方を選択できる社会
- ③人権としての女性の権利を保障し、男女が互いの性を理解・尊重する社会
- ④町民ネットワークを支援し、連携を図り、男女共同参画行政を推進する社会



#### 第3次プラン

- ①性別にとらわれない、自らの個性と能力が発揮できる社会
- ②男女がともに自立し、健やかに生活し、多様な生き方を選択できる社会
- ③人権としての女性の権利を保障し、男女が互いの性を理解・尊重する社会
- ④町民ネットワークを支援し、連携を図り、男女共同参画行政を推進する社会